

平成 30 年 12 月 10 日

村田町武家屋敷施設利用規程

(趣旨及び目的)

第 1 条 本規程は、「村田町武家屋敷」(以下「武家屋敷」という。)に関し、村田町武家屋敷(旧田山家)条例(平成 29 年村田町条例第 2 号)、村田町武家屋敷(旧田山家)管理規則(平成 30 年村田町規則第 12 号)に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項を定め、施設の適正な利用を保つことを目的とする。

(施設)

第 2 条 武家屋敷に次の施設を置く。

- (1) 主屋
- (2) 土蔵 1 階
- (3) 庭園

(指定管理者)

第 3 条 武家屋敷の指定管理者(管理運営責任者)は、株式会社まちづくり村田とする。

(武家屋敷の休館日)

第 4 条 武家屋敷の休館日は、1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日までとする。

(使用料及び使用時間)

第 5 条 武家屋敷の使用料及び使用時間は、別表のとおりとする。ただし、使用上特に必要と認めるときは、町長が別に定めることができる。

2 前項ただし書きによる使用上特に必要と認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 町の機関が行事又は事務を行うため施設の全部又は一部を使用する場合
- (2) 町が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため施設の全部又は一部を使用する場合
- (3) 災害等に係る救助等のため関係機関が施設の全部又は一部を使用する場合

3 利用者は、利用料を指定管理者に支払わなければならない。

4 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町及び指定管理者の責めにより使用することができなくなった場合、不可抗力により利用できなかった場合、又は管理者が特別な理由があると認めた場合、その他正当と認める理由がある場合は、この限りでない。

(利用基準)

第 6 条 武家屋敷を利用しようとするもの(以下「利用者」という。)は、次の用途に利用することができる。

- (1) 町民文化向上のための施設活用
- (2) 史跡に触れるための施設宿泊
- (3) 地場産品の振興と地域産業の活性化のための、農産物の直売及び特産品の開発及び販売
- (4) 前3号に定める販売のための文化交流イベント
- (5) 移住定住イベント
- (6) 研修や会議のための施設利用
- (7) その他管理運営責任者が必要と認めた事業
(利用受付)

第7条 利用者は、村田町武家屋敷(旧田山家)利用許可申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 受付時間は、休館日を除いて、午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 受付は、株式会社まちづくり村田事務所を窓口とし、書面または電話にて申請を受ける。

(利用許可)

第8条 指定管理者は、第7条1項の利用を適当と認めるときは、村田町武家屋敷(旧田山家)使用許可書(様式第2号)により許可するものとする。

- 2 施設等の利用許可は、原則として申し込みの先着順とする。
- 3 利用者は、適切な施設利用のため、付属備品、備品の使用方法等の注意事項の説明を受けなければならない。
- 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を毀損するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他管理運営上支障があると認めるとき。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 利用目的以外に使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (4) 許可を受けた施設以外の施設を使用しないこと。
- (5) 許可なくして、火気を使用しないこと。また、敷地内では全面禁煙とする。
- (6) 施設のき損、落書、壁、柱等に、はり紙、釘打ち等をしないこと。
- (7) 許可なくして、物品の販売をしないこと。
- (8) 危険物を持ち込まないこと。
- (9) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(10) その他管理運営責任者の指示に従うこと。

(11) 前10号に定めるもののほか、管理運営責任者が別に定めること。

(利用料の減免)

第10条 指定管理者は、特に必要と認める場合は、利用料の全部又は一部を免除することができる。

2 利用料を減免できる場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1) 町の機関が行事又は事務を行うために使用する場合 10割

(2) 町が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のために使用する場合 10割

(3) 国、他の地方公共団体が主催して使用する場合 5割

(4) その他の団体が町長が減免を必要と認める行事のため使用する場合 5割

3 前項の規定により減免を受けようとする者は、村田町武家屋敷(旧田山家)使用料減免申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用許可の取り消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が前条の規定に違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。

(職員の立ち入り)

第12条 指定管理者は、武家屋敷の管理運営上必要と認めるときは、職員をもって使用中に立ち入らせることができる。

(き損等の届出)

第13条 利用者は、武家屋敷の施設、設備、備品等をき損、汚損又は滅失(以下「き損等」という。)したときは、速やかに村田町武家屋敷(旧田山家)施設等のき損等届(様式第4号)により、その旨を指定管理者に届け出なければならない

(損害賠償)

第14条 利用者は、武家屋敷の使用に際して、施設又は設備をき損させ、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(長期利用者の報告)

第15条 指定管理者は、特定の利用者が土蔵を長期利用する場合、その利用者に変更になる都度、管轄の消防署へ報告する。

(鍵の受け渡し)

第16条 指定管理者は、利用者への鍵の受け渡しを施設利用の説明と共に武家屋敷にて行うものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、武家屋敷の利用に関し必要な事項は、管理運営責任者が定める。

附 則

この規程は、平成30年12月20日から施行する。

別表(第5条関係)

1 貸室利用料

(1) 主屋

- ・基本料金(消費税込)

利用時間	使用料(1時間につき)
12時～15時	500円

(2) 土蔵

- ・基本使用料(消費税込)

利用時間	基本使用料(1時間につき)
10～16時	1,000円

2 宿泊費

- ・基本宿泊料(消費税込)

使用時間	単位	基本宿泊料
16時～ 翌朝午前10時	1人素泊まり	10,000円
	2人素泊まり	19,000円
	3人素泊まり	27,000円
	4人素泊まり	34,000円
	5人素泊まり	40,000円
	6人素泊まり	45,000円
	7人素泊まり	49,000円
	8人素泊まり	52,000円
	9人素泊まり	54,000円

※連泊の場合、宿泊者は到着日及び出発日を除き終日利用できるものとする。

※子供料金は、小学生以下に適用し、大人に準じる寝具を提供したときは大人料金の50%を宿泊料とする。